

会計的思考モデルと有価証券の評価

山本真樹夫*

目次

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| はじめに | 4. 会計的思考モデルと「その他の有価証券」 |
| 1. 有価証券の開示実態 | 5. 資本と利益との区別—資本直入法を巡って |
| 2. 売買目的有価証券 | おわりに—資産・負債アプローチと収益・費用アプ |
| 3. 資金調達・運用観と有価証券の評価 | ローチ |

はじめに

わが国の会計制度は大きな転機を迎えている。いわゆる会計ビッグバンである。たしかに、会計ビッグバンはわが国の会計制度を世界に通用するものにするために必要な改革であろう。しかし、会計ビッグバンのなかでも特に時価（公正価値）評価への潮流をどのように説明するかについては、十分な理論的検討が行われず、制度改革が先行しているように思われる。

静的貸借対照表観（静態論）と動的貸借対照表観（動態論）との対比を想起すれば容易に理解されるように、会計上の資産・負債の評価は会計の本質観に深く根ざしている。現在の時価評価への制度移行は、こうした会計本質観の変化に根ざしたものなのか。もし現在の時価評価への制度移行が会計本質観の変化に根ざしているならば、その会計本質観はどのように説明されるべきか。これらの問いに答えることは、容易ではない。

本稿では、有価証券の評価をとりあげ、筆者の理解する会計構造論の立場から¹⁾、時価評価

への制度移行の背後にある会計的論理をいかに理解すべきかについて、いささかなりとも筆者の考えを提示してみることにはしたい。

幸い、2001年3月期より、「金融商品に係る会計基準」（1999年1月22日）が適用されることになり、有価証券に係る開示実態の変化を、現時点（2001年8月）である程度、検証することができる。まず、こうした実態を踏まえたうえで、有価証券の評価を会計構造論的に検討する。

1. 有価証券の開示実態

「金融商品に係る会計基準」（以下、新基準と称し、従来適用されていた「企業会計原則」を旧基準と称する）では、有価証券を保有目的別に分類し、各分類について図表1のように評価および評価損益の取扱いを規定している。

これら有価証券のうち、売買目的有価証券および1年以内に満期の到来する満期保有目的債券は流動資産に属する有価証券として、それ以外の有価証券は固定資産に属する投資有価証券として開示される（新基準、二七）。旧基準では、市場性ある有価証券で一時的所有の有価証券が流動資産に属する有価証券として、それ以外の有価証券は固定資産に属する投資有価証券として開示されてきた（旧基準、貸借対照表原則4A

* 小樽商科大学商学部教授

1) 山本真樹夫著『会計情報の意味と構造』同文館、1992年、第5,6および7章、112-172頁を参照。

図表 2 総合建設業の有価証券計上額の推移 (単位: 百万円)

| | 有価証券 (a) | | | 投資有価証券 (b) | | | 総資産 (c) | b/c |
|------|----------|---------|----------|------------|---------|---------|------------|-------|
| | 2000 年度 | 1999 年度 | 増減 | 2000 年度 | 1999 年度 | 増減 | 2000 年度末 | |
| 鹿島 | 131,072 | 141,486 | -10,414 | 123,691 | 146,517 | -22,826 | 2,423,541 | 5.1% |
| 大林組 | 14,032 | 157,176 | -143,144 | 406,873 | 123,061 | 283,812 | 2,197,080 | 18.5% |
| 大成建設 | 79,835 | 154,702 | -74,867 | 247,186 | 162,696 | 84,490 | 2,189,349 | 11.3% |
| 清水建設 | 9,120 | 13,131 | -4,011 | 247,342 | 174,508 | 72,834 | 2,075,668 | 11.9% |
| フジタ | 689 | 2,082 | -1,393 | 40,114 | 38,633 | 1,481 | 1,185,757 | 3.4% |
| 長谷工 | 0 | 71 | -71 | 7,286 | 7,867 | -581 | 743,737 | 1.0% |
| 前田建設 | 0 | 10,467 | -10,467 | 75,490 | 39,103 | 36,387 | 645,756 | 11.7% |
| 東急建設 | 145 | 11,488 | -11,343 | 24,455 | 12,721 | 11,734 | 626,170 | 3.9% |
| ハザマ | 145 | 39,272 | -39,127 | 28,844 | 14,081 | 14,763 | 528,115 | 5.5% |
| 青木建設 | 0 | 1,213 | -1,213 | 7,501 | 9,861 | -2,360 | 473,311 | 1.6% |
| 飛鳥建設 | 0 | 14,317 | -14,317 | 16,007 | 8,156 | 7,851 | 368,805 | 4.3% |
| 安藤建設 | 0 | 5,862 | -5,862 | 22,234 | 9,931 | 12,303 | 212,078 | 10.5% |
| 合計 | 235,038 | 551,267 | -316,229 | 1,247,023 | 747,135 | 499,888 | 13,669,367 | 9.1% |

出所: 各社 2001 年 3 月期決算短信 (連結) より作成。

図表 1 新基準における有価証券の評価

| 保有目的 | 評価 | 評価損益計上 |
|----------------|-------|--------------------------------|
| 売買目的 | 時価 | 損益計算書 |
| 満期保有目的 | 償却原価法 | |
| 子会社・ 関連会社株式 | 取得原価 | 全部または部分 資本直入法 ²⁾ |
| その他の有価証券 | 時価 | |

および注解 16)。

そこで、新旧基準の境目である 1999 年度 (2000 年 3 月期決算) と 2000 年度 (2001 年 3 月期決算) の貸借対照表上での有価証券計上額の推移を、総合建設業、いわゆるゼネコンの一部について概観した。対象業種として総合建設業を選んだのは、決算日が統一され、日本基準適用業種であり、建設業法施行規則等で様式が規

2) 全部資本直入法とは評価差額の合計を資本の部に計上する方法 (新基準、二 4(1)) を、部分資本直入法とは評価益については資本の部に計上し、評価損については損益計算書に計上する方法 (新基準、二 4(2)) をいう。

定され財務諸表の比較可能性が高いからである。また、総合建設業は、有価証券の扱いも含めて、財務体質の改善が急務だといわれている。いずれも連結ベースであり、企業はランダムに選択した。

図表 2 から明らかなように、流動資産に属する有価証券から固定資産に属する投資有価証券への大幅なシフトが見られる。企業によっては全ての有価証券を投資有価証券へシフトしている。しかもシフトした有価証券の多くは、その他の有価証券として時価評価されるため (2000 年度は任意適用)、売却処分した有価証券を差し引いても、全体としては金額が膨らんでいる。投資有価証券の総資産に占める割合は、決して少ないとはいえない。

富士通の決算概要³⁾には、1999 年度決算について、従来の基準による「有価証券の時価等」とともに、2000 年度との比較から新基準での評価に関する情報も記載されている。すなわち、従

3) 富士通ホームページ、2000 年度 (平成 12 年度) 連結および単独決算概要 (2001 年 8 月検索) <http://pr.fujitsu.com/jp/ir/finance/2000/>

図表3 富士通連結貸借対照表有価証券計上額 (単位: 百万円)

| 1999年度 | | | | | 2000年度 新基準 |
|---------|---------|-----------|----------|---------|---------------|
| 旧基準 | | | 新基準 | | |
| | 貸借対照表価額 | 時価 | | 貸借対照表価額 | |
| 有価証券 | 53,636 | | 有価証券 | 40,153 | 30,720 |
| 株式 | 1,553 | 2,454 | | | |
| 債券 | 5,329 | 5,387 | | | |
| その他 | 6,601 | 6,380 | | | |
| MMF・CP他 | 40,153 | | MMF・CP他 | 40,153 | |
| 投資有価証券 | 519,434 | | 投資有価証券 | 652,725 | 529,831 |
| 株式 | 403,573 | 1,719,618 | 関連会社株式 | 291,078 | |
| 債券他 | 3,926 | 6,471 | 満期保有債券 | 8,913 | |
| 非上場株式 | 111,904 | | その他の有価証券 | | |
| 非上場債券 | 31 | | 時価のあるもの | 240,830 | (145,527) |
| | | | 時価の無いもの | 111,904 | |
| 合計 | 573,070 | | | 692,878 | 560,551 |

出所: 富士通ホームページ, 2000年度(平成12年度)連結および単独決算概要
(<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/finance/2000/>)より作成。

来の基準による1999年度決算の有価証券の評価を、新基準での評価に置き換えることのできる情報が記載されている。そこで、1999年度決算における有価証券の評価を新旧基準で比較してみた。

流動資産に属する有価証券は、新基準ではマネー・マネージメント・ファンド(MMF)・コマーシャル・ペーパー(CP)他のみである。旧基準で流動資産に属していた他の有価証券は、新基準ではすべて投資有価証券に分類され、そのうち時価のあるその他の有価証券が時価評価の対象となっている。有価証券計上額合計の新旧基準での差額119,808百万円は、時価のあるその他の有価証券の含み益が表面化した部分であろう。2000年度決算では、有価証券計上額合計は132,327百万円減少しているが、2000年度中の有価証券売却額14,397百万円とその他の有価証券の時価下落額95,303百万円(=240,830百万円-145,527百万円)に見合うものであろう。

富士通の場合、1999年度において多額の含み益を抱えているのは投資有価証券のうちの株式である(1,719,618百万円)。しかし新基準では、その3分の2程度が原価評価(持分法)の対象となる関連会社株式に吸収されてしまうために、含み益の多くはまだ含まれたままということになる。

2. 売買目的有価証券

以上のように、旧基準において流動資産に属する有価証券とされていたものの多くは、新基準では投資有価証券にシフトしている。満期保有目的有価証券のうち一年以内に期限の到来する債券については、旧基準でも流動資産に属する有価証券として扱われ、償却原価法も適用可能であった(旧基準、注解22および23)。したがって、売買目的有価証券と旧基準での「証券市場において流通するもので、短期的資金運用のために一時的に所有するもの」(旧基準、注解

16) との違いが、投資有価証券へのシフトの原因ということになろう。保有目的に即していえば、売買目的と短期的資金運用目的との相違が原因ということになる。

この両者の保有目的の違いは、にはわかには理解しかねる面がある。売買目的有価証券は米国基準でいうトレーディング目的有価証券 (trading securities) に相当するであろう⁴⁾。新基準の制定に併せて改正された法人税法では、この点がかかなり明確にされている。法人税法上の取扱いが、直ちに証券取引法にもとづく財務会計上の取扱いを規定することにはならないが、財務会計上、他に判断の拠り所を求めることができずとすれば、実質的な基準を提供していると思われることができる。

法人税法は、「トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署 (関係会社を含む) により運用がされている場合」(改正法基本通達 2-3-26)、売買目的有価証券に該当するとしている。これを専担者売買有価証券という。専担者売買有価証券を保有する会社は、トレーディング業務の免許をもち、トレーディング担当部署をもつ証券会社や金融機関である。一般事業会社で専担者売買有価証券を保有するケースは、連結証券子会社を持っている場合に限られよう⁵⁾。

一般事業会社において有価証券投資を行い、短期的資金運用を行っている場合はどうか。「当該有価証券の取得の日に当該有価証券

図表 4 サンリオの有価証券計上額 (百万円)

| | 1999 年度 | | | 2000 年度 |
|--------|---------|--------|--------|---------|
| | 貸借対照表価額 | 調整額 | 新基準 | 新基準 |
| 有価証券 | 48,747 | -155+9 | 48,601 | 35,514 |
| 投資有価証券 | 1,383 | +155-9 | 1,529 | 1,707 |
| 合計 | 50,130 | | 50,130 | 37,221 |

出所：2000 年度決算短信 (連結) より作成。

を売買目的有価証券に規定する売買目的有価証券に係る勘定科目により区分している場合」(改正法基本通達 2-3-27) には売買目的有価証券に属する。これを短期売買目的有価証券という。すなわち、「売買目的有価証券」等の勘定を区分したうえで、証券会社等を通じて証券投資を行っている場合にのみ売買目的有価証券と見なされるのである。

こうした短期売買目的有価証券を運用していると見られるサンリオのケースをみてみよう。サンリオはキャラクター事業やテーマパーク事業を行っている会社であるが、2000 年度決算 (2001 年 3 月期) では、営業利益 11,094 百万円に対して有価証券運用損 13,198 百万円を計上し、結果 2,423 百万円の経常損失となっている。証券投資が大きな比重を占めている。図表 4 は、サンリオの 1999 年度決算と 2000 年度決算の有価証券の開示を比較したものである。

1999 年度の貸借対照表価額は旧基準で計上されている。決算短信、追加情報 2「金融商品会計」において、2000 年度期首において有価証券の表示および評価を新基準に変更した旨の記載があり、その記載にもとづいて調整した金額が 1999 年度末新基準での評価額である。サンリオでは、旧基準での短期資金運用目的の有価証券の多くを、新基準での短期売買目的有価証券とみなしたことが見て取れよう。

新基準での 2000 年度有価証券計上額と 1999 年度計上額との差額 13,087 百万円は、有価証券運用損にほぼ見合っている。また、有価証券運

4) FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities* (issued May 1993).

5) たとえば、日商岩井は、日商岩井証券という証券連結子会社を持っているため、売買目的有価証券が存在する。しかし、1999 年度の流動資産に分類される有価証券は 422,895 百万円であるのに対して、2000 年度はその 10 分の 1 程度の 43,895 百万円である。日商岩井の 2001 年 3 月期決算短信 (連結) 参照。

用損益には値動きによる損益のほか、受取配当金等も含まれる。

しかし、サンリオのように旧基準での短期運用目的有価証券と新基準での短期売買有価証券とをほぼ同じとみなすのは希なケースであろう。なぜなら、「短期的に売買し、または大量に売買を行っている認められる場合の有価証券であっても、規則第27条の5第1項の規定に基づき区分していないものは、短期売買有価証券に該当しない」(改正法基本通達2-3-27(注))からである。

すなわち、新基準で売買目的有価証券を保有するのは、トレーディング業務を行う部署を持つ金融機関か、勘定を区分してトレーディングに準ずる業務を行うと宣言した会社に限られるということになる。

売買目的有価証券の時価評価は、主としてトレーディング業務向けの基準と考えられる。トレーディングにおいては、「特に先物取引やオプション取引といったオフバランス取引等と組み合わせられて複数の取引が一体として経済的効果をあらわしている場合には、時価基準以外に合理的に経済実態を表示する方法は考えられない。」⁶⁾のである。証券業では、こうしたトレーディング業務の性質上、従来から商品有価証券については低価法が強制適用されていた。

証券会社の営業活動の一部として行われるトレーディング業務においては、トレーディング対象は市場価格で任意に決済できるので、トレーディング対象の値動きこそがトレーディング損益であり、流動性に裏付けられた損益である。決済換金という行為が損益の確定に決定的な事象とはならない。高い流動性を持つ⁷⁾売買

目的有価証券のトレーディング損益の確定を決済換金に求めるならば、むしろ「益出し」や「損切り」など不自然な会計操作を招く結果となる。

すなわち、新基準においてかなり限定的な内容を持つこととなった売買目的有価証券の時価評価は、従来の実現基準などの会計的論理によっても十分に理解可能である。旧基準(「企業会計原則」)でも、1949年の制定当初は、「市場性ある有価証券で一時的所有のもの」は原則として時価で評価されることとなっていた(貸借対照表原則、五B)。当時の財務諸表の体系を考える限り、評価損益は損益計算書に計上されることになる。原則として取得原価で評価することとなったのは1963年の改正以降である⁸⁾。

わが国企業の場合、いわゆる持ち合い株など明確に売買目的と判断できない有価証券を保有する割合が高く、しかもそれらの多くは流動資産に属する有価証券に計上されてきた。新基準は、流動資産に属する有価証券を明確に売買目的と判断できる有価証券のみに限定し、曖昧な所有目的の有価証券を「その他の有価証券」として投資有価証券にシフトさせることにより、旧基準にいう「市場性ある有価証券で一時的所有」という意味の外延を明確化したとも言える。旧基準制定当初の考え方を純粋化したうえで、時価評価に復帰したといえよう。

すなわち、従来会計的論理によっても、新基準にみられるように所有目的を純粋化し限定的にとらえるならば、流動資産に属する有価証券の時価評価は自然な帰結である。以上から、変革しつつある新たな会計的論理を理解するためには、「その他の有価証券」の時価評価に焦点をあてる必要があると考えるのである。一般事業会社を前提にしながら、売買目的有価証券の

6) 田中邦彦稿「主要非製造業における経理実務の事例—日興証券株式会社—」,西澤 脩編集『新経理実務大事典』産業調査会事典出版センター,1994年,1109頁。

7) かかる有価証券が高い流動性をもつとしても市場リスクは存在する。しかし貨幣でさえも

外貨を考慮に入れるならば市場リスクは存在するのであり、有価証券の市場リスクの存在が実現基準適用の妨げにはならないであろう。

8) 畠村剛雄著『会計制度史料訳解』白桃書房,1985年,170頁。

図表5 資金調達・運用観と資産の評価
(運用形態) 貸借対照表 (調達源泉)

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <p>貨幣性資産 〔原則として回収可能額ないし収入額で評価される。〕</p> <p>非貨幣性資産 〔原則として取得原価ないし支出額で評価される。〕</p> | <p>未回収の投下資本</p> <p>費用性資産 (イ) 販売等の方法で回収されて費用化するもの (ロ) 直接、販売に関係なく費用化するもの。</p> <p>その他</p> | <p>未投下の資本 + 回収済投下待機資本</p> <p>他人資本 + 自己資本</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|

出所：飯野利夫著『財務会計論（三訂版）』同文館，1993年，第3章2頁。

時価評価を主たる対象として時価評価あるいは時価会計の潮流について議論を展開するならば、それは事実誤認に基づく議論だといわなければならない。

また、その他の有価証券に焦点をあわせることは、評価損益の処理を巡る議論にも首尾一貫性をもたせることになる。すなわち、わが国の基準では全部または部分資本直入法という特殊な処理方法が、米国基準では包括利益計算書⁹⁾という新たな財務表の導入という財務諸表体系に係る基本的問題が、その他の有価証券(米国基準では売却可能有価証券 available-for-sale securities)を巡って提起されているからである。

3. 資金調達・運用観と有価証券の評価

現在の時価会計への制度移行の背後にある論理は、静的貸借対照表論(静態論)にみられるような、会計実体の清算を前提とした資産の処分価値と負債の返済額による正味財産の現時点有高を示すという会計の本質観によるものではない。継続企業における企業資金の調達、投下、

運用そして回収という資金運動を前提にしながら、資金運動の実態とそれともなうリスクとを開示することが意図されていると考える。

全ての資産・負債が時価評価されるわけではなく、たとえ市場リスクに曝されている資産・負債を保有していても企業資金の運動形態からみて企業のリスクに影響しないとみなされる場合には原価評価が基本である。新基準が、有価証券の市場性の有無というよりも保有目的によって評価基準を設定していることは、企業資金の運動に即して評価基準を設定していることの証左であろう。

このように、企業資金の運動に即して資産・負債の評価を説明する考え方は、新しいものではない。たとえば、会計学テキストとして高い評価を得た飯野利夫教授の『財務会計論』では、こうした考え方を基礎に評価論が展開されている。図表5が飯野教授の評価論を端的に示している。

すなわち、自己資本および他人資本として調達された企業資金は営利運用のために非貨幣性資産に投下され、投下対象となった非貨幣性資産は投下額である取得原価で評価される。投下資金のうち販売等によって回収された資金は貨幣性資産として回収可能額で評価される。

こうした資金調達・運用観にもとづけば、貨

9) FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 130, *Reporting Comprehensive Income* (issued June 1997).

幣性資産は回収可能額で、そして回収可能額は時価（実現可能価額）で評価されるのが自然だということになる。売掛債権等の貨幣性資産の回収可能額は、当該資産の名目額から適切な貸倒見積額を控除することによって示される。

石川純治教授は、上記の考え方を G (貨幣) \rightarrow W (商品) \rightarrow G' (貨幣) という資本循環シエマにもとづくものとし、「有価証券は商品 W なのか」という問題を提起される。有価証券の取得・保有を資本の投下・運用過程と見るならば原価評価が妥当であり、有価証券の高い流動性に着目するならば回収過程の一側面とみることができ回収可能額すなわち時価が妥当ということになる¹⁰⁾。しかし、有価証券の場合「 $\rightarrow W$ の過程」(運用過程)と「 $\rightarrow G'$ の過程」(回収過程)が交差しており、そこに原価評価か時価評価かの問題が不明確な形で表れているとみる。

石川教授は、有価証券を上記の資本循環シエマで解釈することには無理があり、有価証券については生産・商品資本の循環とは異なる資本循環で解釈する必要があるとして、笠井昭次教授の資産3分類論に着目する。

笠井教授の資産3分類論は、山舛忠恕教授が提唱された下記の企業資本等式にもとづく。

$$\begin{aligned} & \text{待機分} + \text{充用分} + \text{派遣分} + \text{費消分} \\ & = \text{算段分} + \text{蓄積分} + \text{稼得分} \end{aligned}$$

上記の企業資本等式は、残高試算表等式を意味づけたものであり、費消分および稼得分は費用益および収益に相当する。資産に着目すれば待機分とは、飯野教授が示す「未投下の資本+回収済投下待機資本」に、充用分は「未回収の投下資本」に相当するであろう。これらとは別に派遣分としての資本形態が存在し、 $G \rightarrow W \rightarrow G'$ とは異なる $G \rightarrow D \rightarrow G'$ という貨幣の往還運動の D という形態を示す¹¹⁾。

10) 石川純治著『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』中央経済社、2000年、2-5頁参照。

$G \rightarrow D \rightarrow G'$ の運動は生産・商品資本の運動とは異なる貸付資本（利子生み資本）や擬制資本の運動である。したがって、派遣分 D の認識・測定は生産・商品資本の運動を前提とする $G \rightarrow W$ （資本投下額） $\rightarrow G'$ （資本回収額）という図式では説明できないのであり、貨幣の往還運動に即して説明されなければならないとする。

笠井教授の議論は説得的であり、評価損益のみならず受取配当金等も含めて有価証券に係る損益を有価証券運用損益として一括して認識する新基準での処理方法をも説明している。しかし、この笠井教授の議論は売買目的有価証券に妥当するが、「その他の有価証券」にも妥当するであろうか。

前節で指摘したように、基本的に売買目的有価証券は証券会社等のトレーディング業務を行う金融機関を対象としている。一般事業会社で売買目的有価証券を保有するケースは連結証券子会社を持つか、勘定設定を通じてトレーディングに準ずる業務を行うと宣言した会社に限定される。一般事業会社が保有する流動資産に属する有価証券のほとんどは、1年基準の適用によって流動資産に区分された満期保有債券である。

証券会社の場合は、まさに主たる営業としてトレーディングを行っているのであり、 $G \rightarrow D \rightarrow G'$ こそが会計上認識・測定されなければならない資本運動である。しかし、一般事業会社が保有する有価証券の多くは生産・商品資本の運動を円滑化あるいは補助する目的で取得したもの、持ち合い株でいえば事業用資産取得のための金融上の必要性や取引先との良好な関係を維持する目的で取得したものではないといえよう。

新基準では、こうした一定の拘束性をもつ有

11) 笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会、2000年、345-360頁参照。

価証券についても時価評価を求めている。その背景にある論理を説明することこそが、近年の時価評価あるいは時価会計の潮流の背後にある会計的論理を説明することになる。

4. 会計的思考モデルと「その他の有価証券」

筆者は、会計担当者の取引認識の構造を「会計的思考モデル」として示した。「会計的思考モデル」によって、「その他の有価証券」の評価を検討することが本節の課題である。ここで「会計的思考モデル」について詳細に議論することはできないので、本稿での検討に必要ないくつかの特徴のみを示しておく¹²⁾。

1. 会計担当者は、企業の経済事象を資金の流れとして認識する。
2. 会計担当者は二重分類的思考によって、資金の流れの資金形態面と資金源泉面を認識し、会計的記号に表現する。
3. 従って、会計担当者の基本的認識様式は下記のいずれかである。

資金流入の認識

(借方) 資金形態面 ×××

(貸方) 資金源泉面 ×××

資金流出の認識

(借方) 資金源泉面 ×××

(貸方) 資金形態面 ×××

4. 会計担当者は、資金の流れを生じさせた経営者の意思決定を認識・判断し、資金の流れを自由選択性資金の流れ、または拘束性資金の流れとして認識する¹³⁾。自由

選択性資金とは、経営者が経営上のいかなる意思決定にも自由に利用できる資金であり、拘束性資金とは、経営者の一定の意思決定のもとに投下され、販売目的や利用目的にその利用が拘束されている資金である。

5. 現行の損益計算制度は自由選択性資金の投下・費消・回収計算として解釈される。「会計的思考モデル」は、基本的には、資金調達・運用観にもとづくが、貨幣性資産や非貨幣性資産という資産の形態面ではなく、自由選択性資金か拘束性資金かという資金の流れを生じさせた経営者の目的性や意図に着目する。有価証券についていえば、市場性の有無ではなく、経営目的にとって自由に使える自由選択性をもつか目的拘束性を持つかが評価および損益認識の判断のよりどころとなる。もちろん、有価証券が自由選択性資金の形態面であると判断されるならば、その自由選択性資金量は時価によって測定される。

さて、「会計的思考モデル」では、A 資産（流入分）と B 資産（流出分）との交換取引の基本的認識様式は次のように分析される。

資金の流入

(借方) A 資産 ×××

(貸方) 資金源泉面勘定 ×××

資金の流出

(借方) 資金源泉面勘定 ×××

(貸方) B 資産 ×××

資金の流入出の組み合わせとして、下記の4つが考えられる。

1. 拘束性資金の流入と自由選択性資金の流出

- 13) 自由選択性資金および拘束性資金という概念は、森田哲弥教授が提起された概念である。たとえば、森田哲弥著『価格変動会計』国元書房、1979年、45-69頁参照。

12) 「会計的思考モデル」は、基本的には、杉本典之教授による意味論的考察の成果に依拠している。たとえば、杉本典之著『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館、1991年、55-92頁参照。また山本真樹夫稿「買戻し条件付き売却取引の認識と測定」『会計』第142巻第4号（1992年10月）、30-31頁参照。

2. 自由選択性資金の流入と拘束性資金の流出
3. 自由選択性資金の流入と自由選択性資金の流出
4. 拘束性資金の流入と拘束性資金の流出

1は、自由選択性資金の拘束性資金への投下過程を示す。取引の形式的認識構造のみに注目するならば、格安譲受など (lucky or unlucky-buying) による購入損益を認識することも可能である。現行の企業会計では企業活動を自由選択性資金の投下・運用・回収運動とみなすので、拘束性資金の流入量は自由選択性資金の流出量に等しいと置き、購入損益は認識されない。

2は拘束性資金の拘束性が解かれ、自由選択性資金として回収される過程を示す。ここで、自由選択性資金の拘束性資金への投下額と、自由選択性資金の回収額との差額として損益が認識される。すなわち損益は自由選択性資金の投下・回収余剰である。

3は、まさに売買目的有価証券の売買取引がその典型例である。売買目的有価証券は自由選択性資金の形態面であるから、その資金量は時価で測定される。原理的には時価の変動時に損益が認識されるはずである。売却時の自由選択性資金の流入量および流出量は時価で等価であるから売却損益は認識されないことになる。売却損益が認識されるのは時価評価が決算時のみに行われるという手続によるものであって、原理的には評価損益か売却損益かの区別は無意味である。運用損益として損益計算書に計上するのが妥当であろう。

4は拘束性資金の流入と拘束性資金の流出との組み合わせであるが、この取引の分析については、拙著を参照されたい¹⁴⁾。

こうした「会計的思考モデル」による分析に対して、笠井教授は以下のような疑問を提示する。

「こうした分解の理論的な意味合いが問われなければならない。すなわち、こうした考え方を敷衍すれば、例えば貸付金の返済を受けた場合にも、理論的には、[現金××, 収益××], [費用××, 貸付金××]と仕訳されなければならないことになる。これは、商品等の処理とまったく同じである。つまり、ここでは、貸付金等の貸付資本に関する経済事象も、商品等の商品資本に関する経済事象も、まったく区別されていないのである。……商業資本の概念を貸付資本・擬制資本にもそのまま援用しているということになる。」¹⁵⁾

しかし、取引分析の前提として商業資本の運動と貸付資本・擬制資本の運動とをあらかじめ区別する必要があるであろうか。複式簿記の基本的認識様式を明らかにしたうえで、取引例の資金量の測定、損益の認識を検討することにより、会計担当者が思考する資金運動を説明することができるのではないか。

笠井教授は商業資本の運動と貸付資本・擬制資本の運動とを客観的に異なる運動とみて理論を組み立てている。しかし、サービサーなどの債権回収会社が貸付債権を買い取り、また一般事業会社でも売掛債権の証券化などを通じた売却が一般的になるにつれ、貸付債権や売掛債権の市場を想定することが可能となり¹⁶⁾、貸付債権や売掛債権の時価という概念も成立しつつある。また、商業手形の割引も、新基準では手形の売却とみなされることとなった。

こうした状況においては、筆者が示した下記の取引分析も現実味を帯びてくる¹⁷⁾。

15) 笠井昭次著 [2000年] 前掲書, 191頁。

16) たとえば、「処理ビジネス活況で不良債権は『品薄』」『日本経済新聞』2001年8月19日第15面、「小口売掛債権を証券化」『日本経済新聞』2001年8月22日第7面などを参照。

17) 山本真樹夫著 [1992年] 前掲書, 212頁。笠井昭次著 [2000年] 前掲書, 191頁で引用。

14) 山本真樹夫著 [1992年] 前掲書, 163-169頁。

[現金 (運用形態) ××
債権譲渡収入 (調達源泉) ××]
[債権譲渡原価 (調達源泉) ××
売掛金 (運用形態) ××]

債権市場が発達してくると、上記の取引は自由選択性資金の流入と自由選択性資金の流出との組み合わせとみることができる。原理的には売掛金の自由選択性資金量は債権市場での時価で測定される。当該債権に対する貸倒引当金の設定は、実は債権市場での時価の代理値を求める手続であるとみなすことも可能となろう。なぜなら、適切な貸倒引当金を設定しなければ売却不可能であるし、売却を予定しなくとも同程度の貸倒引当金を設定することが実質的な回収可能額を示すことになるからである。

すなわち、筆者は、会計計算構造上、あらかじめ商業資本と貸付資本・擬制資本を区別しなくとも理論形成は可能だと考える。むしろ取引分析を通じて企業資金の運動を理解することが説明理論の役割だと考える。

ここでの論点は、「その他の有価証券」の取得・運用・売却という過程をどのように分析するかである。その他の有価証券は、何らかの拘束性が存在するとみなされる有価証券である。しかし、その拘束性は曖昧である。持ち合い上場株式の場合、関連会社株式に近い拘束性を持つものから、相手会社の同意を必要とせず持ち合い解消売りが可能な拘束性の弱い株式まで様々にある。明確に保有目的を示すことの出来ない有価証券も存在するであろう。その他の有価証券は、明確に売買目的と特定できない有価証券の寄せ集めである。

すなわち、市場性のあるその他の有価証券には、関連会社株式に近い拘束性資金の形態のものから、売買目的に近い自由選択性資金の形態に近いものまでである。原理的には、その他の有価証券の拘束性を精査し、拘束性の強いものは原価で、自由選択性の強いものは時価で評価することが妥当であろう。

しかし、こうした判断は現実には困難であり、企業資本運動の実態・リスク開示という観点からその他の有価証券に時価評価を求めたものと考えられる。しかし強弱の違いはあるにせよ、その他の有価証券には何らかの拘束性が認められるのであるから、売買目的有価証券と異なり、評価損益と売却損益との区別が重要となる。なぜなら、その他の有価証券の評価損益は、有価証券に一定の拘束性を認めた上で計上されるのに対して、売却損益は明確に自由選択性資金の回収余剰として計上されるからである。

すなわち、売買目的有価証券の時価の変動は自由選択性資金量の変動であり、企業利益を構成するが、その他の有価証券の時価の変動は、必ずしも自由選択性資金量の変動とはいえず、企業利益を構成するとは限らない。ここに、わが国基準では資本直入法という特殊な会計処理が、米国基準では包括利益という概念が要請される理由があると考えられる。

5. 資本と利益との区別—資本直入法を巡って

その他の有価証券の時価の変動は、自由選択性資金量の変動とはいえず、自由選択性資金の回収余剰としての企業利益を構成するものとはいえない。他方、その拘束性も曖昧である。新基準は資産評価の側面では時価を求めながら、損益計算の側面からは評価損益を企業利益と区別するために資本直入法を要請したものと考えられる。

部分資本直入法は、従来、投資有価証券に低価法を適用した場合に、評価損を損益計算書に計上してきた経緯から認められた方法である(新基準、第三二4(2)、および設定に関する意見書、四2(4)③(ロ))。時価評価の基本的考え方は評価損益を同等に扱うことであり、全部資本直入法が原則的方法といえよう。以下では、全部資本直入法を前提とする。

資本直入法では、その他の有価証券評価損益は直接資本の部に計上される。すなわち、払込資本とも留保利益とも異なる、資本の別のカテゴリーを構成することになるが、その意味を資本と利益との区別という観点から検討してみることにしたい。

いま、100円で取得したその他の有価証券を、決算時で150円と時価評価し、次期に150円で売却したとしよう。下記の会計処理が行われる。

| | | | |
|----------------|-----|---------------|-----|
| 取得時：(その他の有価証券) | 100 | (現金) | 100 |
| 決算時：(その他の有価証券) | 50 | (その他の有価証券評価益) | 50 |
| | | 資本の部 | |

売却時には、以下の3つの処理が可能である。

| | | | |
|---------|---------------|------------|---------------|
| 1. (現金) | 150 | (その他の有価証券) | 150 |
| 2. (現金) | 150 | (その他の有価証券) | 150 |
| | (その他の有価証券評価益) | 50 | (その他の有価証券売却益) |
| | 資本の部 | | 損益計算書 |
| 3. (現金) | 150 | (その他の有価証券) | 150 |
| | (その他の有価証券評価益) | 50 | (留保利益) |
| | 資本の部 | | 資本の部 |

第1法は、評価損益をまったく損益計算に反映させない方法である。すなわち評価損益の計上を資本取引とみなす。こうした方法は、古くは「資産再評価法」(1950年)にもとづく再評価積立金¹⁸⁾や貨幣価値変動にもとづく保険差益などの計上に見られる。これらは、インフレーション下での実質資本維持のために、資本修正として行われる処理であり、資本取引とみなすことができる。実際、上記2者は資本剰余金として扱うこととされてきた。また近年では「土地再評価法」(1998年3月)¹⁹⁾が同様の処理を

18) 久野光朗稿「資産再評価論」、片野一郎責任編集『近代会計学大系IV 資産会計論』中央経済社、1970年、第二節「わが国における資産再評価—その経緯と内容—」、369-377頁参照。

19) 金融不安の中で銀行が国際決済銀行(BIS)の自己資本規制をクリアするため、2年間の期限付きで導入された。その後経済界の要望で期限を延長している。

認めているが、政策的意味合いが強く、ここで議論の対象としない。

その他の有価証券について、その評価損益の計上を実質資本維持のための資本修正取引とみなすことはできないであろう。評価損益にせよ売却損益にせよ損益取引である。第2法は、その他の有価証券評価損益は、いずれ企業利益を構成することになる繰延損益の一種とみなす。したがって、評価損益計上時には貸借対照表項目として扱い、売却時に損益を損益計算書に振り替える。

第3法²⁰⁾は、売却時に評価損益を企業利益の蓄積分である留保利益に振り替えるため、第2法と実質的に同じようにみえる。しかし、資本の内部振替であり、資本取引とみることもできる。たとえば任意積立金を取り崩す資本取引と同じとみることもできる。第3法は、資本と利益との区別という観点からすればきわめて曖昧な方法である。

以上から第2法が妥当と思えるが、評価損益の計上と売却損益の計上とを区別するために、換言すれば未実現利益と実現利益とを区別するための方法として、未実現利益を資本の部に計上することが唯一の方法なのであるか。たしかに繰延利益といえど株主に帰属する株主持分の一部であるという説明は説得的である。しかし、この方法によれば、利益を生み出す元入資本にあらかじめ利益を算入していることになる。元本と果実との関係を曖昧にしている。

繰延利益や未実現利益を資本項目としない方法は存在する。割賦販売において割賦基準を適用し、未実現利益控除法(間接法)を適用する場合である。この方法では、割賦未実現利益は割賦売掛金に対する評価勘定とみなされ、割賦売掛金から割賦未実現利益を控除した金額は実質的に未販売の商品原価を示す。

20) 石川純治著[2000年]前掲書、72-73頁で提示されている方法。

全部資本直入法を前提とすれば、その他の有価証券評価益は減算的評価勘定、評価損は加算的評価勘定とみることができる。こうした考え方のもとでは、評価損益ではなく、評価差額という科目名のほうが適切であろう。その他の有価証券評価差額の売却時の振替は、有形固定資産除却時の減価償却累計額の振替と形式的には同じ構造をもつといえる。

評価差額を評価勘定とみる考え方は、資本と利益を明確に区別する方法であり、資本直入法に対する一つの解釈を提供していると思われる。

米国基準では、財務会計基準書第 115 号(1993 年)により、売却可能有価証券評価損益を原則として資本直入法によって処理することを求めている。しかし、財務会計基準書第 130 号(1997 年)では、当期純利益以外の「その他の包括利益」(新たな財務表としての「包括利益計算書」、または「損益および包括利益結合計算書」)に計上することとされた。

英国会計基準審議会 (Accounting Standards Board) も、包括利益計算書に類似した計算書を提案している。すなわち「認識された総利得損失計算書」(the statement of total recognised gains and losses)である。この計算書について次のように述べられている。

「基本的にエンティティの営業を遂行させるために継続的に保有している資産および負債に生じた利得および損失は、損益計算書ではなく、認識された総利得損失計算書に報告される。」²¹⁾

上記の文言から明らかなように、何らかの拘束性をもった資金の一部について認識された利得および損失は、損益計算書ではなく「認識さ

れた総利得損失計算書」へ計上することとしているのである。

いわば、自由選択性資金回収余剰計算としての損益計算書と、もう一つの損益とを分離したのである。しかし、ここには資本直入法との大きな隔りがある。資本直入法では評価差額を評価勘定と解釈する余地があり、その場合、損益計算はあくまでも自由選択性資金の回収余剰計算にとどまる。他方、その他の包括利益という概念は、当期純利益とともに包括利益という概念に含まれるのであり、損益計算の意味の再検討を迫っている。

おわりに一資産・負債アプローチと収益・費用アプローチ

これまでの新基準における有価証券の評価に関する検討から、近年の時価評価に関する動向を下記のように整理することができると思われる。

- 1 自由選択性資金であるか拘束性資金であるかの判断基準を明確にし、自由選択資金と判断される資金形態は時価で、拘束性資金と判断される資金形態は取得原価で評価することが明確となった。
- 2 その他の有価証券のように拘束性が曖昧な資産については、時価が適用される。従来、拘束性があるとみられていた資産についても、証券化などの金融手法の発達により容易に売却でき、また当該資産の市場が確立してくるとともに、当該資産の拘束性は曖昧になり、時価が適用されると思われる。
- 3 しかし、拘束性の曖昧な資金形態に時価を適用することによって認識された評価差額は、何らかの方法で損益計算書からは除外される。現在のところ、資本直入法、その他の包括利益への計上が制度化されているが、いずれも性格は曖昧である。資本

21) Accounting Standards Board, Exposure Draft (Extracts Only), *Statement of Principles for Financial Reporting*, November 1995, *Accountancy*, Vol. 117, No. 1229, January 1996, p. 120.

直入法を評価勘定法と解釈する議論も検討に値する。

こうした動向をみると、拘束性の曖昧な資金形態の取扱いが、従来の取扱いとの大きな違いであることが分かる。その他の有価証券のほか、投資不動産の時価評価などが上記の動向によって説明されよう。

現在の会計は、収益・費用アプローチから資産・負債アプローチに転換したと言われるが、現時点では、完全に転換したというわけではない。拘束性の明確な資産は原価評価である。たとえば、富士通の財務報告では、投資有価証券について市場性あるものは補足情報として時価情報が開示されていたが、それらのうちの多くが新基準では原価評価（持分法）の対象となる関連会社株式となり、時価情報の開示という面みれば、むしろ透明性は後退したともいえよう。

また、資産・負債アプローチによれば損益は資産・負債の認識・評価の結果であるが、すべての評価損益が損益計算書に計上されるわけではない。ただちに損益とならない項目を吸収するのが資本直入法という処理方法である。資本直入法において、評価差額を評価勘定と解釈するならば、損益計算は依然として収益・費用アプローチにもとづいているといえよう。ただし、包括利益という概念は、損益計算面においても収益・費用アプローチを転換する大きな契機を含んでいる。

(2001年9月25日受理)

参 考 文 献

- [1] Accounting Standards Board, Exposure Draft (Extracts Only), *Statement of Principles for Financial Reporting*, November 1995, *Accountancy*, Vol. 117, No. 1229, January 1996, pp. 118-121.
- [2] FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities* (issued May 1993).
- [3] FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 130, *Reporting Comprehensive Income* (issued June 1997).
- [4] 飯野利夫著『財務会計論（三訂版）』同文館，1993年。
- [5] 石川純治著『時価会計の基本問題—金融・証券経済の会計—』中央経済社，2000年。
- [6] 笠井昭次著『会計の論理』税務経理協会，2000年。
- [7] 久野光朗稿「資産再評価論」，片野一郎責任編集『近代会计学大系 IV 資産会計論』中央経済社，1970年，363-384頁。
- [8] 嵐村剛雄著『会計制度史料訳解』白桃書房，1985年。
- [9] 杉本典之著『会計理論の探究—会計情報システムへの記号論的接近—』同文館，1991年。
- [10] 田中邦彦稿「主要非製造業における経理実務の事例—日興証券株式会社—」，西澤脩編集『新経理実務大事典』産業調査会事典出版センター，1994年，1097-1111頁。
- [11] 森田哲弥著『価格変動会計』国元書房，1979年。
- [12] 山本真樹夫著『会計情報の意味と構造』同文館，1992年。
- [13] 山本真樹夫稿「買戻し条件付き売却取引の認識と測定」『会計』第142巻第4号(1992年10月)，22-34頁。